（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～二十六　（略）

二十七　電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為

二十八～三十一　（略）

附　則

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条、第七十六条の二第四項第七号、第七十六条の三第二項第二号、第七十六条の五第一項及び第七十六条の八第二項第三号並びに土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第四十八条の四の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣　野村　哲郎

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十三条の二の六　農林水産大臣は、土地改良換地士資格試験施行後三十日以内に合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第三号）を交付する。	**第四十三条の二の六**　農林水産大臣は、土地改良換地士資格試験施行後三十日以内に合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第三号）を交付する。
2　（略）	2　（略）
（基幹的な土地改良施設）	（新設）
第五十条の二　法第七十六条の農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。	
一　国、都道府県、市町村又は当該土地改良施設を管理する土地改良区以外の土地改良区が管理する土地改良施設と一体となつて機能を発揮するもの	
二　当該土地改良施設につき現に行われている管理を内容とする法第二条第二項第一号の事業の施行に係る地域内の土地の地積の合計がおおむね三百ヘクタール以上であるもの	
三　発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するもの	
四　当該土地改良施設の操作、維持、修繕その他の管理に高度の技術を必要とするものとして都道府県知事が指定したもの	
（組織変更計画の記載事項）	（新設）
第五十条の三　法第七十六条の二第四項第七号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する組織変更後一般社団法人（第五十条の五第四号及び第五号において「組織変更後一般社団法人」という。）が行う土地改良施設の管理に関する事項とする。	
（貸借対照表等に関する事項）	（新設）
第五十条の四　法第七十六条の三第二項第二号の農林水産省令で定める事項は、最終事業年度（各事業年度に係る法第二十九条の二第一項に規定する決算関係書類につき法第三十条第一項第七号の承認の決議があつた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表、収支決算書及び財産目録（組織変更をする施設管理土地改	